

伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和８年度分）

交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、原油価格や物価高騰等の影響を受ける中、市内の障害福祉サービス等事業所が安定的な運営を継続することができるよう、予算の範囲内で伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（以下「支援金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において「障害福祉サービス等事業所」とは、次に掲げる事業所であって、この支援金の交付の申請の日（第４条第３号において「申請日」という。）に事業を実施しているもの（事業を休止し、又は法令に基づき事業の停止処分を受けているものを除く。）をいう。

- （１） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業
- （２） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第19項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- （３） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業
- （４） 児童福祉法第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援事業

（支援金の交付）

第３条 市長は、次条に規定する者に支援金を交付することができる。

（交付対象者）

第４条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす障害福祉サービス等事業所を運営する事業者とする。

- （１） 支援金の交付の申請に係る障害福祉サービス等事業所が市内にあること。

(2) その障害福祉サービス等事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていること。

(3) 令和8年7月1日から申請日までの間で、継続して運営している実績があること。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(支援金の交付についての適用除外)

第6条 伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和8年度分）交付要綱（令和8年8月10日施行）の規定による伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（同要綱別表に規定する訪問系の事業に係るものに限る。）の交付を受けている事業所については、この要綱（訪問系の事業に係る支援金に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(支援金の交付申請)

第7条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）

は、伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和8年度分）交付申請書兼請求書（別記様式）にその障害福祉サービス等事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていることが分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和8年9月30日までに行わなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することを決定したときは、その旨を申請者に通知し、支援金を交付する。

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により

支援金の交付を受けた場合又は第4条第1号若しくは第2号の要件を満たさなくなったと認められるときその他支援金を交付することが適当でないと認められる場合は、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（報告の徴取）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年8月10日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	事業の種類	支援金の額
入所系	短期入所、施設入所支援及び共同生活援助	60,000円
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援及び放課後等デイサービス	30,000円

訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援 護、行動援護、自立生活援助、就 労選択支援、保育所等訪問支援、 計画相談支援、地域移行支援、地 域定着支援、障害児相談支援及 び就労定着支援	30,000円
-----	---	---------

備考 この表に規定する訪問系の事業のうち2以上の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所は、一の障害福祉サービス等事業所とみなす。

別記様式（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所在地

申請者 名称

代表者職名

代表者氏名

伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和 8 年度分）
交付申請書兼請求書

伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 事業の区分・種類

2 事業所名

3 申請額 円

4 添付書類

5 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所						
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									